

福祉ホーム事業について

福祉ホームとは

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。（法第5条第22項）

※地域生活支援事業として実施

福祉ホームの設備運営基準（概要）

定員規模	5人以上
居室	原則として個室 1人あたり9.9㎡以上
設備	居室、浴室、便所、管理人室、共用室
職員配置	管理人
国庫補助	統合補助金であることから、個別事業の所要額に基づく配分は行っていない。

福祉ホームの設置数

380カ所（平成18年 社会福祉施設等調査報告）

（身体障害者：71カ所、知的障害者：68カ所、精神障害者：241カ所）